明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成二十八年九月三十日
平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成三十年十二月三十一日
平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成三十一年二月二十八日

平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成二十八年九月三十日
平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	平成三十年十二月三十一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）